

書記官送達
平成7年9月30日午前後 / 時35分

令和7年9月30日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

[REDACTED] 更正すべき理由がない旨の通知処分取消請求事件

口頭弁論終結日 令和7年7月30日

判 決

5

(送達場所
[REDACTED])

原 告 [REDACTED]

東京都千代田区霞が関1丁目1番1号

10

被 告	國
同代表者 法務大臣	鈴木 騞
処分行政庁	練馬 東税務署
被告指定代理人	山田 敏也
同	市原 衣帆
同	小林 真明
同	佐野 優子

主 文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

練馬東税務署長が令和5年8月29日付けで原告に対してした平成29年分所得税及び復興特別所得税の更正をすべき理由がない旨の通知処分を取り消す。

26 第2 事案の概要

本件は、原告が、国内に居住していない期間に行った暗号資産の譲渡により雜

所得が生じたとして平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告をした後、当該申告は不要であったとして、国税通則法23条1項に規定する更正の請求をすることができる期間を経過した後である令和5年4月2日、上記所得税及び復興特別所得税の更正の請求（以下「本件更正の請求」という。）をしたところ、練馬東税務署長から、本件更正の請求について、更正をすべき理由がない旨の通知処分（以下「本件通知処分」という。）を受けたことから、その取消しを求める事案である。

1 法令の定め等

本件に関する法令の定めは、別紙記載のとおりである。なお、別紙において用いる略称は、以下の本文においても用いることがある。

2 前提事実（争いのない事実、顕著な事実並びに後掲の各証拠及び弁論の全趣旨により容易に認められる事実）

（1）本訴に至る経緯

ア　原告は、上海に居住しており、所得税法2条1項5号に規定する非居住者（以下、単に「非居住者」という。）であった平成29年中に、日本の暗号資産交換業者である [REDACTED] に保有する暗号資産を譲渡し、所得を得た。

イ　原告は、平成30年1月4日、練馬東税務署長に対し、原告の所得税・消費税に係る納税管理人を原告の配偶者である [REDACTED] とする内容の「所得税・消費税の納税管理人の届出書」を提出し（甲1）、同年2月18日、練馬東税務署長に対し、上記アの暗号資産の譲渡により雑所得が生じたとして、雑所得の金額を4570万0979円、納付すべき税額を1592万5500円とする平成29年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告（以下「本件申告」という。）をした（甲2）。

ウ　原告は、平成30年4月20日、本件申告により確定した上記イの納付すべき税額1592万5500円を、口座振替による方法で納付した（甲3）。

エ　原告は、令和5年4月2日、練馬東税務署長に対し、本件申告について、
雜所得の金額及び納付すべき税額をそれぞれ0円とする内容の更正の請求
(本件更正の請求)をした(甲7)。

オ　練馬東税務署長は、令和5年8月29日付けで、原告に対し、本件更正の
請求は、国税通則法23条1項に規定する更正の請求をすることができる期
間である、法定申告期限から5年を経過した後にされたものであるとして、
本件更正の請求については、更正をすべき理由がない旨の通知処分(本件通
知処分)をした(甲8)。

カ　原告は、令和5年9月10日、国税不服審判所長に対し、本件通知処分の
取消しを求めて審査請求をした(甲9)。国税不服審判所長は、令和6年5
月28日付けで、上記審査請求を棄却する旨の裁決をした(甲15)。

キ　原告は、令和6年11月18日、本件訴訟を提起した(当裁判所に顕著な
事実)。

(2) 国税庁が公表した情報について

ア　国税庁(個人課税課)が平成29年12月1日付けで公表した「仮想通
貨に関する所得の計算方法等について(情報)」には、「ビットコインを
はじめとする仮想通貨を売却又は使用することにより生じる利益につい
ては、事業所得等の各種所得の基となる行為に付随して生じる場合を除
き、原則として、雑所得に区分され、所得税の確定申告が必要となります。」
との記載があるが、非居住者が日本の暗号資産交換業者に保有する暗号資
産を譲渡することにより生ずる所得が所得税の課税対象となるか否かに
ついては記載がない(甲18)。

イ　国税庁(課税総括課、個人課税課、法人課税課、資産課税課、資産評価
企画官、消費税室)は、令和4年12月22日付けで、令和3年12月2
2日付け「暗号資産に関する税務上の取扱いについて(情報)」を改訂し
た(以下、上記改訂後の当該情報を「本件情報」という。)。国税庁が上

記改訂以前に、上記アの情報を改訂するなどして公表した資料には、非居住者が日本の暗号資産交換業者に保有する暗号資産を譲渡することにより生ずる所得が所得税の課税対象となるか否かについて記載はなかったが、本件情報には、非居住者が日本の暗号資産交換業者に保有する暗号資産を譲渡することにより生ずる所得は、所得税の課税対象とされていない旨が新たに記載された。（甲5、弁論の全趣旨）

3 争点

本件更正の請求が、国税通則法23条1項に規定する更正の請求をすることができる期間を経過した後にされたものであることに争いはなく、本件の主たる争点は、本件更正の請求が、同条2項3号に規定する、同条1項の規定にかかわらず更正の請求ができる場合に該当するか否かである。

第3 当裁判所の判断

1 まず、原告は、本件情報において、非居住者が日本の暗号資産交換業者に保有する暗号資産を譲渡することにより生ずる所得が所得税の課税対象とされていない旨が初めて公表されたことを知って、本件更正の請求をした旨を主張するものと解される。そこで、本件更正の請求につき、国税通則法23条2項3号の「政令で定めるやむを得ない理由」として、国税通則法施行令6条1項5号に掲げる理由があるか否かについて検討する。

(1) 前記前提事実(2)によれば、本件情報の公表前において、国税庁長官が、非居住者が日本の暗号資産交換業者に保有する暗号資産を譲渡することにより生ずる所得が所得税の課税対象となる旨を公表していたとは認められない。したがって、国税通則法施行令6条1項5号の「国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表された」場合には該当しない。

(2) 原告は、本件申告の前に練馬東税務署に電話をしたところ、電話応対をした

練馬東税務署の職員が、非居住者が日本の暗号資産交換業者に保有する暗号資産を譲渡することにより生ずる所得が所得税の課税対象となると述べた旨を主張する。しかし、仮にかかる事実が認められたとしても、原告の電話に応対した練馬東税務署長の職員の発言が国税通則法施行令6条1項5号の「国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈」に該当するものとは認められないから、上記(1)の判断を左右しない。

(3) したがって、本件更正の請求につき、国税通則法施行令6条1項5号に規定する理由があるとはいえない。

2 原告は、国税通則法施行令6条1項5号において、国税庁長官の法令解釈の変更の契機が同号所定のものに限定されていることについて、国税通則法23条2項3号による委任の趣旨に反するものであり、閣議決定を契機とする国税庁長官の法令の解釈の変更についても同号の「やむを得ない理由」が認められるべきであるとして、本件情報は、令和4年度税制改正の大綱（令和3年12月24日閣議決定）に基づくものであるから、本件更正の請求について同号の「やむを得ない理由」がある旨の主張をするものと解される。

しかし、閣議決定を契機とする国税庁長官の法令の解釈の変更についても同号の「やむを得ない理由」が認められるべきであるとする原告の主張は独自の見解によるものといわざるを得ない。また、上記1(1)において述べたとおり、本件情報の公表前において、国税庁長官が、非居住者が日本の暗号資産交換業者に保有する暗号資産を譲渡することにより生ずる所得が所得税の課税対象となる旨を公表していたことは認められないから、本件において、国税庁長官の法令の解釈が変更された事実は認められない。したがって、原告の上記主張には理由がない。

第4 結論

よって、原告の請求は理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官

鮮野真哉



裁判官

中出明香



裁判官

中川大夢



○ 所得税法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 国内 この法律の施行地をいう。

二 (略)

三 居住者 国内に住所を有し、又は現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人をいう。

四 (略)

五 非居住者 居住者以外の個人をいう。

六～四十八 (略)

2 (略)

○ 国税通則法

(更正の請求)

第二十三条 納税申告書を提出した者は、次の各号のいずれかについて、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定す

該当する場合には、当該申告書に係る国税の法定申告期限から五年（第一号に掲げる場合のうち法人税に係る場合については、十年）以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準等又は税額等（当該課税標準等又は税額等に関し次条又は第二十一条（再更正）の規定による更正（以下この条において「更正」という。）があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等）につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

一 当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従つていなかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、当該申告書の提出により納付すべき税額（当該税額に関し更正があつた場合には、当該更正後の税額）が過大であるとき。

二・三 (略)

2 納税申告書を提出した者又は第二十五条（決定）の規定による決定（以下この項において「決定」という。）を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合（納税申告書を提出した者については、当該各号に定める期間の満了する日が前項に規定す

る期間の満了する日後に到来する場合に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求(以下「更正の請求」という。)をすることができる。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき、その確定した日の翌日から起算して二月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたとき当該更正又は決定があつた日の翌日から起算して二月以内

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき 当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

357 略

○ 国税通則法施行令

(更正の請求)

第六条 法第一一十三条第二項第三号(更正の請求)に規定する政令で定めるやむを得ない理由は、次に掲げる理由とする。

一、四 略

五 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取扱いを受けることとなつたことを知つたこと。

これは正本である。

令和 7 年 9 月 30 日

東京地方裁判所民事第38部

裁判所書記官 門山英二